	同　字古ヤ	二六五番
	同　字東シ	二六六番、二六七番、六一八番一、六一八番二のうち実測三八・五七平方メートル、六一八番六、六一八番一〇
	同　字市場	二六八番一、二六八番二、二六八番三、二六九番一、二六九番三、二六九番四
	同　字スミ田	二七三番一、二七三番二、二七四番
	同　字寺ノマヘ	二七九番二
	同　字仁王堂	三二一番一、三二一番二
	同　字アタラシヤ	三二二番一
	同　字北ノ角	三二三番
	同　字マヘ	三二九番一、三二九番三、三三〇番一、三三〇番二、三三〇番三、三三〇番四、三三〇番五、三三〇番六
	同　字道ノ下タ	三三三番、三三四番一、三三四番二、三三四番三
	同　字ホリノ河内	三三七番二、三三七番七、三三七番八
	同　字スミヤ	二六三番
	同　字ワキ	二七五番
	同　字明セン	三三一番三
	同　字古ル川	六〇〇番一、六〇〇番三
	同　字一丁田	六〇二番一、六〇二番二、六〇二番三、六〇二番四、六〇三番、六〇五番三
	同　字石井	六一六番一、六一六番三のうち実測五七・三八平方メートル、六一六番一二、六一七番二、六一七番三、六一七番四、六一七番五、六一七番七、六一七番八、六一七番九 右の地域に介在する水路敷、広島県府中市元町字松原二一二番二と同字市場二六九番二に挟まれ同字仁王堂二八三番二に西接するまでの道路敷、同字松原二七八番二に北接し同字ホリノ河内三三七番八に南接するまでの道路敷、同字古ヤ二六五番と同字宮ノワキ二二九番に挟まれ同字市場二二三番一に北接するまでの道路敷、同字古ヤ二六五番に西接し同字サゝヤキ二五七番二に東接するまでの道路敷、同字東シ六一八番二に南接し同字一丁田六〇五番四に北接するまでの道路敷、同字東シ六一八番二に東接し同字石井五一番三に南接するまでの道路敷、同字ホリノ河内三三七番七に東接し同字ホリノ河内三三七番八に東接するまでの道路敷、同字松原二七〇番二に東接し同字松原二七八番二に東接するまでの道路敷、同字ツジ二六〇番一に北接し同字ツジ二七六番に西接するまでの水路敷、同字古ヤ二六五番に西接する道路敷に西接し同字スミヤ二六三番に西接するまでの水路敷、同字東シ六一八番二に南接する道路敷に南接する水路敷、同字市場二六八番三に南接し同字市場二六九番二に南接するまでの水路敷、同字仁王堂三二一番二に東接し同字明セン三三一番三に南接するまでの水路敷、同字ホリノ河内三三七番七に東接する道路敷に東接し同字明セン三三一番三に西接するまでの水路敷、同字一丁田六〇五番四に北接する道路敷に北接し同字石井五一番三に南接するまでの水路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を広島県教育委員会及び府中市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

鳴門板野古墳群	徳島県鳴門市大津町大代字日開谷	一四七四番二、一四七四番五、一四七四番六、一四八四番四、一四八四番八、一四八四番九、一四九三番二、一四九三番三、一四九三番四、一四九四番四、一四九四番五、一四九四番七、一四九四番九、一四九四番一〇
	同　大麻町池谷字勝明寺谷	一一番一
	同　大麻町池谷字滝ケ谷	四五番二のうち実測一七一・七一平方メートル、五五番一のうち実測六七七一・五九平方メートル、五五番四のうち実測三九二・三四平方メートル
	同　大麻町池谷字孫太郎谷	一番一、一番二、一番三、三番のうち実測四〇二・九二平方メートル、四番のうち実測三二〇・二四平方メートル、九番二のうち実測三〇一・六六平方メートル、一〇番二のうち実測六八・一七平方メートル
	同　大麻町萩原字山ノ下	三番一のうち実測二七四九・四六平方メートル、三番八
	同　大麻町萩原字長谷	三番七のうち実測八二二・九八平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を徳島県教育委員会及び鳴門市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
伊予遍路道 仏木寺道 横峰寺道	仏木寺道 愛媛県宇和島市三間町	別図の通り。
	横峰寺道 同　西条市小松町	別図の通り。 備考　別図は省略し愛媛県教育委員会、宇和島市教育委員会及び西条市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。(参考図参照)
土佐遍路道 青龍寺道	青龍寺道 高知県土佐市	別図の通り。 備考　別図は省略し高知県教育委員会及び土佐市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。(参考図参照)
船原古墳	福岡県古賀市谷山字柳原 同　小山田字舟原	一一六六番一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一一六七番、一一六八番、一一六九番、一一七〇番三のうち実測四三五一・五六平方メートル 五〇六番四、五〇七番二、五〇八番二、五二八番二、五二九番二、五三〇番、五三一番、五三二番二 右の地域に介在する道路敷及び水路敷、福岡県古賀市谷山字柳原一一三六番八に西接する道路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び古賀市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
東名遺跡	佐賀県佐賀市金立町大字千布	国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)による第Ⅱ座標系を基準とするＮＤ―〇一地点(Ｘ＝三三二四五・四六三メートル、Ｙ＝マイナス六四二五五・二三三メートル)、ＮＸ〇一地点(Ｘ＝三三二五四・五二四メートル、Ｙ＝マイナス六四二一一・三三二メートル)、ＮＤ―一四地点(Ｘ＝三三二五六・二七九メートル、Ｙ＝マイナス六四二〇二・八二七メートル)、ＮＸ三一地点(Ｘ＝三三二五五・六二二メートル、Ｙ＝マイナス六四二〇二・九九九メートル)、ＮＤ―一三地点(Ｘ＝三三二四六・八九四メートル、Ｙ＝マイナス六四二〇五・二八一